

「青少年健全育成基本法」「農協改革」意見書など採択

青少年健全育成基本法（仮称）の制定を求める意見書

明日の社会を担う青少年の健全育成は、すべての国民の願いであります。しかしながら、今日、我が国の相次ぐ少年の凶悪事件等にみられるように、青少年の荒廃は深刻な事態に直面しています。

その要因として、頻発する児童・幼児虐待事件等に象徴される家庭の崩壊、また、倫理・道徳教育を排し人格形成の場としての役割を果たしてこなかった学校の問題も指摘されています。

とりわけ、地域社会においては、露骨な性描写や残虐シーンを売り物にする雑誌、ビデオ、コミック誌等をはじめとする、性産業の氾濫、テレビの有害番組等に加え、インターネット・携帯電話等の情報通信の発展とともに新しい有害環境の出現も指摘されています。

この社会の現状を見ると、青少年の荒廃は、我々大人が「青少年を見守り支援し、時に戒める」という義務を果たさなかったゆえの結果と言わざるを得ないものであります。

これらの問題に対して、各都道府県の「青少年健全育成条例」が対処し、一定の効果は上げてきましたが、今日では、その限界性が指摘されています。

今、求められているのは、青少年健全育成に対する基本理念や方針などを明確にし、有害環境から青少年を守る為の国や地方公共団体、事業者として保護者等の責務を明らかにし、これによる一貫性のある、包括的、体系的な法整備であります。

特に「健全な青少年は健全な家庭から育成される」という原点に立ち返り、「家庭の価値」を基本理念に据えた、「青少年健全育成基本法」の制定が必要であると考えます。

以上の理由により、一日も早く「青少年健全育成基本法」を制定するよう求めます。

「農協改革」に関する意見書

平成26年6月24日に「農林水産業・地域の活力創造プラン」が改訂され、政府は、「農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指す」という目標のもと、新たに「農協改革推進」を盛り込んだ。

特に「農協改革」推進においては、JAの事業や組織運営のあり方、JA・連合会等の組織形態の見直し、中央会の新たな制度への移行等、幅広い提言がなされており、これらの内容を具現化するための法律改正等が来年度の通常国会で行われる予定となっている。

本町の農業振興や農村社会の維持発展については、これまでJAと一体となって取り組んできており、今後もこの関係を継続していく必要があると認識している。

しかしながら、「農協改革」に関する今後の政府のとりまとめ如何では、JAの組織・事業機能が低下し、これまで連携して取り組んできた農業政策の推進、担い手の育成、農業の持つ多面的機能の維持等の対応が困難になり、ひいては農業者、地域農業・農村に対しても多大な影響が出ることが懸念される。

よって、国におかれては、「農協改革」については、農業者の協同組織であり、民間組織であるJAに対して強制的な組織変更をさせるのではなく、あくまでも農家・組合員・組織の総意に基づく自己改革を基本とするよう、十分配慮すること。

JAの行う事業は、地域社会のインフラを支える役割を担っており、この役割は今後も大きくなっていくことから、JAの事業について役割実態を無視したような過度な干渉は行わず、自主性を尊重すること。

手話言語法（仮称）制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うものにとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られ、時には新たな手話をつくり培ってきたのである。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006年（平成18年）12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年（平成23年）8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が保障される。」と定められた。

また、同法22条では、国・地方公共団体に対して情報補償施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であるとする。

よって、氷川町議会は、政府と国会が、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を目指した「手話言語法（仮称）」を制定すること。

氷川排水機場の新設並びに導水路の改修に伴う意見書

竜北地区は、八代平野の北部にあり、中世代から江戸時代前期の干拓により造成された農地で、氷川町の中心的水田地帯である。

本地区は、昭和45年土地改良総合計画を策定し、昭和47年から昭和62年に圃場整備事業を行い、また昭和47年から平成元年にかけての「湛水防除事業」により氷川排水機場を設置、そして平成15年から平成19年にかけての「排水対策特別事業」により沖塘排水機場を設置し、洪水時の排水を実施してきた。

利水においては、昭和48年から氷川灌漑排水事業に取り組み、現在、パイプラインも90%整備され圃場整備率が95%に達し、熊本県内でも突出した優良農地を形成している。

営農体系も、い草・水稲が中心であったが、現在は、いちご、トマト、アスパラ、花木をはじめとした施設園芸やキャベツ、ブロッコリーなど多品目にわたる露地野菜が中心となってきた。

この湛水防除の排水機場の受益面積は、鹿島・南鹿野・北鹿野・中網道・西網道・沖塘地区200ヘクタールを擁している。しかしながら、設置後30年以上経過しており、機器の老朽化による処理能力が著しく低下し、施設園芸の普及によるビニールハウスの増加や宅地開発等による流出量の増加がみられ、さらには、近年、ゲリラ豪雨による地域の湛水被害も頻発に発生している状況であり、導水路及び幹線排水路の拡幅等も急務である。

農業立町である集落機能の維持向上の観点から竜北地区の排水対策が早期実現と当該地区の農業経営の安定と農業の振興を目指し、関係省庁をはじめ国・県に至るまで、要望・陳情に奔走された結果、事業の策定に至ったことに対して、多大な敬意を表するものである。

また、702ヘクタールという広大な流域面積を有し、土地改良法の手続により受益者負担を強いことが可能であるが、農家の現状を鑑み、排水対策事業費については、地域防災及び湛水防除の観点から全額公費負担とされた英断に対しても、当議会といたしまして、大いに評価しているところである。

当該地区の集落機能の維持向上のため、降雨時期における排水機場の即時稼働が可能となるよう漁協との調整を担うこと。県営事業である排水対策事業の施工に関しては、常に地元と協議し、県に対してその意向を十分に尊重させること。



学校へのICT環境整備への取り組みは!?

清田一敏 議員

学校へのICT環境整備の取り組みについて

議員 氷川町の小・中学校にも「ICT教育」を導入する考えはないかお尋ねします。

教育長 学校のICT環境の整備につきましては、平成21年度に国の補助事業により町内小・中学校にデジタルテレビを各教室に1台、それから電子黒板を各教室に1台、全教職員にパソコン1台を配置して活用してもらっている状況です。

今年度、文部科学省は、教育のICT化に向けた環境整備4カ年計画というのを立てております。

それによりまずとICTを効果的に活用したわが町は、ICT導入を目的に、前向きに進めてまいりたいと考えています。

議員 導入するとして、どのような形を考えておられますか。

教育長 ICT導入に向けては、検討委員会を設置して、現在、2回ほど導入計画について検討をしています。

また、山江村の山田小学校や錦町を視察させていただきました。

それらを踏まえまして、まずは、ICT機器の導入にあたりましては、27年度から、3カ年の計画を立てて、最終年度の29年度には電子黒板と実物投影機を各教室に1台、タブレット端末を小学校5・6年生の児童に、それから中学校は全生徒に1台、合せまして、大抵現在のベースでいきますと500台位が必要になると思いますが、導入できる場所です。

また、指導する教職員のICT機器の操作、指導方法の研修も計画的に

盛り込んでまいりたいと考えております。

議員 メリットとして考えられるものは、どのようなものがありますか。

教育長 ICT、主に電子黒板やタブレット端末を効果的に活用することで学習内容をわかりやすく説明するときに提示できますし、学習への興味・関心を高めるために大変有効であると思っております。

そういうことで調べ学習、あるいは学び合い学習が可能となり、児童生徒の学力向上につながるかと先進校の実践報告がなされております。

さらに、文部科学省の小学校、中学校の全国学力テストの結果がありますが、その結果におきましても、県内のICT活用の実践校の高森町あるいは山江村の学校などにおきましても、国語、算数など、全国・県の平均の正答率を上回っております。

ICT機器の活用によりまして、氷川町の児童生徒の学びの場が広がり、

学力向上につながるものと考えています。

議員 予算規模は、どれくらいになると考えられますか。

教育長 本校の児童生徒数等を勘案いたしてみますと、町内小・中学校5校の整備費用として、やはり1億数千円程度の整備が必要かと考えられます。

多額の整備費用となりますので、今後、財政係とも細やかな協議をしながら計画的に進めてまいりたいというふうに思っております。

議員 予算措置につきましては、関係各部署と連携しながら予算の獲得に努めて頂きたいと思っております。

その点について、課長はどのように考えておられますか。

学校教育課長 ICT整備に関しては、多額の費用が必要になります。文科省の方も4カ年計画の中で、毎年、地方交付税措置ということで、4年間交付する予定でございます。

そういったものを活用しながら、計画的に負担

があまり発生しないような形で導入していきたいと思っております。

議員 町長の見解をお聞かせください。

町長 学校へのICTの導入につきましては、質問でございました。

教育長、それから担当課長がお答えしましたとおりでございます。実は、26年度で全学校に導入ということで予算要求はございましたが、機械が先か、子どもたちの教育が先か、いわゆる受け入れの体制が先かというような議論をいたしました。やはり段階的に入れているというふうな話をしていただけたところでございます。

その上で、今年度から29年度までの4年間で計画を立てて導入をしていくということでございます。そして、その財源につきましても地方交付税の措置がなされておりますので、有効に活用しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

※ ICT教育とは、情報（information）や通信（communication）に関する技術（Technology）を駆使した教育のこと。